

令和5年度包括外部監査の結果による措置状況

監査のテーマ：「林業事業に係る財務事務の執行及び経営管理について」

監査の結果	措置の状況
第7 広島県の林業事業に係る決算について	
【意見】財産台帳に取得価格や資本的支出情報を記載すること 緑化推進事業費について、緑化センター長寿命化対策事業として緑化センターの施設内トイレの大規模改修工事が実施されたが、森林保全課で管理している財産台帳のうち、建物台帳には、上記トイレ工事をはじめ、追加工事の記録等は記載されていなかった。また、建物自体の取得価格は全て0円で表示されていた。 建物自体の取得価格及び資本的支出(既存の固定資産の価値を増加させ、耐久性を増すための改修工事等)の内容及び金額を、財産台帳に記載することで、固定資産台帳と財務情報を紐づけて網羅的に管理することができるものとする。 また、県の総務局財政課では、総務省が公表している統一的な基準による地方公会計マニュアルに沿った県全体の決算書を作成しており、財産台帳に取得価格や資本的支出の情報を記載しておけば、総務局財政課への情報提供もよりスムーズに行えるのではないかと考える。	建物自体の取得価格については、取得当時の価格の証憑が残っていないことから0円で表示しているが、改修工事等については、財産台帳に資本的支出の金額及び内容を記載する方向で検討している。
【意見】幹線林道整備事業費負担金に係る契約書の所在不明 国立研究開発法人森林研究・整備機構へ負担金を償還することを取り決めた際の契約書や負担金契約締結することについての根拠規程等の所在が確認できなかった。 県と機構との具体的な取り決めがわかる契約書等は取引終了まで適切に保管しておくことが必要である。	負担金及び負担率等については、法律に基づき定められているもので、契約書等は存在しないが、緑資源幹線林道事業負担金納付見込額表は存在する。これに基づき、毎年度の請求額に対して償還を行っている。
【意見】治山事業における入札不調と今後の展望について 治山費は、最終予算額約90億円に対し、決算額約50億円、繰越額約38億円であった。実に予算の4割が入札不調等の原因で翌事業年度に治山事業が繰り越されていることになる。資材高騰、人材不足、高齢化は近年加速の一途であり、計画した治山事業の多くが実施できない状況は続くと思われる。治山事業のうち特に入札不調となる事業はどのようなのか、またその理由や改善策を模索するとともに、県として今まで通りの治山事業が継続できるのか、抜本的に事業内容や県の役割を見直す時期に来ていると思われる。	平成30年災害からの影響により、事業者の人員不足等から不調が多く、繰越となるが多かったが、入札状況も改善されており、今後は繰越も改善される見込みである。
第8 財産	
【意見】取得原価算定について 県営林森林資産管理簿を見ると、県は令和4年度年度算定の取得原価1,497万3,169円をすべての事業地に振り分けている。県は財団に保育間伐・事業地調査を業務委託しており、令和4年度に事業を実施した事業地を把握できるのであるから、事業実施にかかった経費を事業	森林資産は、県営林事業の財務状況を大きく把握することを目的に、取得原価による増と森林の販売による減の差額を計上することにより毎年度更新している。 取得原価の事業地への振り分けについては、財

地毎に割り振るなど、取得原価の計上方法の改善が必要と考える。	団への委託業務が利用間伐・保育間伐のほか、様々な事業地の調査や保守管理業務となっており、これらの経費を事業地毎に割り振れば算定が煩雑化しミスを生じかねず、また県営林事業の財務状況を大きく把握するという目的に影響を及ぼすものではないことから、取得原価は全事業地に振り分けることで整理している。
【意見】 森林保険と正味売却価額について 県営林の正味売却価額の算定方法は、県営林の齢級別植栽面積に森林保険金額(上限額)を乗じ、その上で森林保険金額(上限額)と実勢価格との比率をかけているが、この過程は分かりにくく、誤解を生みやすいものとなっている。そのため、森林保険金額は算定の過程から除外し、県営林で毎年行っている主伐の立木販売価格に基づき、直接的に実勢価格を算定するのが妥当ではないかと考える。	県営林の正味売却価額は、直近の立木販売価格を基に算定しているが、販売実績のある立木は樹種や齢級が限られている。 一方、県営林全体の正味売却価額を算出するには、全ての樹種・齢級の評価額が必要になるため、これらの評価額が揃っている森林保険金額を基に算定した上で、立木販売価格との差を全体に反映・補正しているものであり、森林保険金額を算定の過程に入れるのは不可欠となっている。 今後は、県営林事業の財務諸表の注記において、森林保険金額を算定の過程に入れる理由を記載して理解を促す。
【意見】 債権放棄額の表示 県の旧センターの民事再生に伴う県の債権放棄額は33,864百万円である。財務諸表の注記の金額33,264百万円と記載されており、差額が600百万円発生している。この差額は、センター森林資産の県への代物弁済額6.4億円から民事再生手続中の発生利息(申立て後に生じた約定利息)0.4億円を除いたものである。注記の正しい情報を認識するためには、過去の事象についての表記も必要であると考え。	令和5年度の「財務諸表に対する注記」において、県債権放棄額33,264百万円の内訳について表記した。 記載内容：「県債権放棄額 33,864百万円から、センター森林資産の県への代物弁済額 640百万円を除き、民事再生手続中の発生利息(申立て後に生じた約定利息) 40百万円を加えたもの」
【意見】 変更契約と最終精算額 財団への一括委託業務費は、県営林の森林資産の取得原価を構成する金額である。 財団との契約において、業務委託変更契約は業務内容の変更に基づいた減額変更であるが、変更に基づく契約金額と財団の決算整理により最終契約金額が変更するのであれば、契約履行期間の終了間際に業務委託変更契約を締結しても意義がない。	業務委託契約の変更契約については、当初契約金額と最終契約金額に差が生じることから、業務実績の見込みが判明する業務期間終了前に減額の変更契約を実施しているが、今後は、大きな減額が発生しないよう適切に予算管理するとともに、変更が生じた場合は早い時期で変更契約するよう努める。
【意見】 実績と損益計算書 財団が令和4年度県営林事業委託森林整備等業務予算別委託料内訳(変更)の書面を作成しているが、これは森林整備、調査管理、木材販売、諸経費等、消費税及び地方消費税の内訳で、業務に関する委託料が記載されており、実績報告書としてはこちらの方が望ましい形式と思われる。 委託料の精算上、県の報告書は業務区分や委託区分の名目が異なるため、表示等がより適正な財団の内訳書等の様式に合わせるべきである。 ただし、当該報告書には、財団の決算整理によって変更された精算額の内訳書等が作成されていないため、業務委託変更契約から最終の精算確定額まで経緯が分からない。そのため、どのように変更となったかを確認でき	実績報告書について、財団の内訳書等の様式に合わせることで、委託区分を修正した。 また、精算時においても同様の内訳書により、業務委託変更契約から最終の精算確定額までの経緯が確認できるよう様式を修正した。

る書面の作成が必要であると考える。	
【意見】委託料と実績報告書の精算額表記について 財団は消費税について税込処理方式を採用しているため、租税公課勘定科目内の納付消費税額を決算において正味財産増減計算書で共通配賦するのは理解できる。 しかしながら、社会通念上、請求書や領収書等で表記する消費税額(うち消費税額等の表現)は、本来課税対象となった金額の部分の消費税額を表記することから、これは不適切であると考える。 実際には、県と財団との精算額の算定上、人件費等の非課税経費項目の消費税額が加味されているわけではない。しかし、実績報告書では、あたかもそれが含まれて精算されているかのように見えるため、様式修正の検討が必要である。 また、消費税の記載を行うのであれば、課税区分(10%、軽減税率8%、非課税、不課税)をしっかりと把握し、算定して表記すべきである。	県と財団との精算額の算定において、人件費等の非課税経費項目に消費税が加味されているとの誤解を招かないよう、令和6年度から実績報告書の様式を修正した。
【意見】分収造林事業について 巨額の税金を投入して分収造林事業として森林の整備等を行っており、伐採の時期が到来している森林をいち早く伐採し、一般会計からの繰入が当たり前になっている分収造林事業及び分収造林契約を終了させることを念頭に置き、少しでも高値で森林資産を換価することを考え、投入した税金の回収を行うべきである。 毎年、財団に森林の整備事業を一括委託しているが、森林資産の取得原価が毎年増額されていることを理解し、収益をあげるために必要な森林整備等かどうかの判断が必要ではないかと考える。 主伐に関して、県で機械化できる時代がくるかもしれないとの期待もあるが、実際には主伐には人力が必要であり、人口減が叫ばれるなか、一刻も早く県産材の供給先を確保し、主伐を行うべきである。	現在、主に利用間伐の実施により、一定の収益を確保しつつ森林の手入れや路網整備を進めており、将来の主伐時の価値をあげるよう取り組んでいる。また、立木の生長や木材の需給動向を勘案しつつ、適期と見込まれる事業地では主伐を実施している。 各事業地の状況に応じ必要な施業を進めることが、これまで投入した税金の回収に資するものと考えており、主伐を一気に進めた場合の木材の値崩れのリスクや土地への影響も勘案しながら、分収造林の契約期間内に順次伐採が完了するよう、今後も計画的に取り組んでいく。
【意見】分収林契約について 令和6年から森林環境税が導入され、市町が主体となる。平成31年4月1日から経営管理制度が導入され、経営管理権や経営管理実施権の権利も整備されている。 県と市町が締結した分収造林契約については、その対象が保安林や公衆用道路の管理が目的であるならば、その必要性があるかどうかを今一度検討すべきである。	県と市町が締結した分収造林契約についても、その目的は他の分収造林契約と同じく、伐採による収益の分配や森林整備・木材生産を通じた公益的機能の維持発揮であり、所期の目的を達するよう、今後も計画的な施業に取り組んでいく。
第9 契約	
【意見】木造建築アドバイザーについて 非住宅建築物の木造・木質化及び県産材利用の促進を図ることを目的とするための相談体制について、平日4日で従事者1名を置くこととすることと比して、相談件数の数値目標が50件は低いものといえる。 また、アドバイザーによる助言は、あくまで相談者がアドバイザーによる助言を求めた場合に限定されるのに、アドバイザーによる助言を数値目標とすることは、かえって、希望しないアドバイザー派遣を無理に設定せざるを得ない可能性をはらむ。 そこで、相談受付件数50件を目標の場合には週に1件	本業務の仕様書に、①木造・木質化等に係る相談窓口の設置と②木造・木質化等に係る情報収集を明記しているところであり、①の相談業務に従事していない時期は、②の県内の非住宅建築物に関する幅広い情報収集活動を行うとともに、必要に応じて、木造化への取組につなげる重要な役割を担っており、業務目的・内容に見合った適切な業務日数と考えている。 アドバイザーによる助言件数については、ご指

程度と考えられ、そうであれば平日4日もの相談窓口対応は不要であり平日1～2日の相談受付日を設定すれば足りると考えられる(これによる事業費の削減も見込まれる)。仮に、現行の平日4日の常時の相談窓口の設置を前提とするのであれば、更なる数値目標の上積みを検討していく必要があるのではないかと。また、相談受付件数に応じてアドバイザーによる助言件数が増加することの一定の相関が認められるとしても、相談者が希望しないアドバイザーによる助言まではアドバイザーによる助言件数に数値目標まで掲げることまでは不要ではないかと考える。	摘のとおり、派遣すべき内容の相談があるかは分からないことから、数値目標から削除し、令和6年度から積算上の見込数として仕様書に記載している。
【意見】別途契約を検討すべき 本契約の業務内容は、その業務対象地域が当初契約とは異なる地域をも加える形となったために、業務期間の延長と委託料の増加という変更契約となっている。 業務対象地域が当初契約とは異なるのであり、本契約の業務を同一事業者を担当させる合理的理由もうかがえない。そのため、追加される業務対象地域について、新たに別途契約を締結すべきであり、一般競争入札を行うか、随意契約の該当事由の有無を検討されるべきである。	業務実施の効率性や一貫性が図られるとともに、協議回数や報告書作成費用の縮減が図られるという判断から、別途契約ではなく変更契約とした。今後も経済性・効率性等を踏まえて、契約方法を判断していく。
【指摘】再委託契約禁止の形骸化 入札制度において、入札資格や契約内容及び業務仕様書等に基づいて入札するのであり、非常に重要な情報である。本契約では、業務仕様書において再委託等の禁止が明示され、再委託に際して発注者との間で協議し承諾が得られなかった場合が例外として認められる場合があるだけであって、発注者からの承諾が得られないことを想定して入札するのが通常である。 ところが、本契約では、令和2年度及び令和3年度も同一業者が研修実施していることを理由に、契約締結後のわずか1週間後に再委託が承諾されていることからすると、落札業者が再委託を行うことを前提としていたと想定できる。さらに、再委託先の選定理由として、落札業者において①次世代林業経営者研修業務をなぜ担当できないかの理由についての言及が一切ない。また、当該委託先が令和2年度、令和3年度も良好に研修を実施していたことを再委託契約理由として挙げていることから見ると、過去の再委託契約に至った事象についての検証と改善を行っていないように考える。 このような状況では、新規参入者の入札を潜在的に阻害させてしまう恐れがあるため問題であると考ええる。 そもそも、①次世代林業経営者研修、②管理部門職員研修、③コーチング能力養成研修のうち①研修について再委託が可能なのであれば、①次世代林業経営者研修と、②管理部門職員研修及び③コーチング能力養成研修とを分ける形で、「①研修」「②研修と③研修」に業務を二分し、それぞれ入札を実施することにより、委託料の低減化を図ることも考えられる。再委託契約禁止を形骸化させないためにも、再委託契約についての詳細な理由書や再委託に至った経緯等を検証し改善していくことが必要である。	再委託については、業務委託契約約款の条項により「発注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。」とされており、発注者の承諾を得た場合は再委託が可能となっている。 これまでの再委託に至った理由や経緯等を検証したところ、再委託の内容は業務の全部又は大部分を一括して委託したものではなく、研修内容の一部であり、再委託に関する事務手続きも書面により適正に行われている。 また、再委託する理由についても、当該業務を効率的かつ効果的に実施できる者への委託となっており、研修効果や成果の低下は認められず、業務委託の履行も適切に行われている。 さらに、業務発注についても、再委託部分を別発注とすると、諸経費などが上乗せになることから、委託額も増加することとなり、経済的な面からも業務を分割して発注することは合理的でないと判断したものである。 引き続き、業務委託等における再委託の承諾に当たっては、主たる業務であるか否か、業務における成果や品質の低下の有無、法令に抵触していないか、など十分に確認した上で、判断していく。

【意見】 契約変更金額について 最低価格方式による入札であったはずが、変更工事部分は事実上、見積合わせのない随意契約と同視できることとなり、県に過大な財政負担を生じさせる事態は、避けなければならない。 請負工事においては、多くの場合、執行中の建設業務と分離して執行できることが著しく不適当な建設業務に該当するケースは多いことが考えられ、安易に工事変更（とりわけ請負金額の変更）を許容することは、その落札時のモラルハザード（当初契約は最低価格で落札しておき、契約変更時に利益を回収することを念頭に置いた入札）を招く。 そうであれば、安易に工事変更が認められるべきではなく、そもそも十分な事前調査を行った上で参考価格が定められるべきである。 また、事前調査を行ったにもかかわらず、平成 10 年 2 月 13 日林務部長通知「設計変更に伴う契約変更基準」に沿った軽微な設計変更に伴うもの以外のもの（ア建設工事：変更請負代金額が 3,000 万円又は当初請負代金額に対して 30%を越える増額。）に該当した場合には、その様な事態に陥らないための再発防止策が具体的に検討されるべきである。	当請負工事に関しては、工事発注前には不可視部分であった水道管等の工事の必要が生じたため、変更はやむを得ないものであったと考えているが、落札時のモラルハザードの懸念を招かないよう、十分な事前調査による参考価格の決定に努める。
【意見】 随意契約 5 号について 緊急性が認められるのであれば、その被害の拡大防止等の意味において早急に対応されるべきであって、数か月もの時間的猶予があることは、かえって緊急性の要件を欠くとも考えられる。 随意契約の 5 号事由である緊急性があるのであれば、それに応じた契約等の手続が行われるべきであって、入札手続きに付したが応札者がいなかった場合でもないのに緊急を要する災害の発生から相当期間が経過している場合にまで緊急性と評価することは適切ではない。その場合には、原則通り迅速に競争入札手続を行うべきである。	災害が発生し工事発注するまでには、現地調査・土地所有者への工事施工同意及び測量設計・積算業務を行うため、これにかかる期間は必要となる。 引き続き、これら作業について迅速に努め、早期の発注が行われるよう取り組んでまいりたい。
【意見】 随意契約 1 号について 少額であるがゆえに随意契約が認められたことの趣旨からすれば、その後に契約が変更された結果、1 号事由に該当しなくなったことが判明した場合には、随意契約締結の前提を欠くのであるから、そもそも安易に変更契約を許容するべきではない。 変更契約を要する場合には、施行令 167 条の 2 第 1 項 1 号以外の事由の該当性の有無も含めて、変更契約の可否を検討する等の慎重な対応が望まれる。	1 号事由に該当する工事であっても、工事实行中の不測の事態により、やむを得ず増額変更となる場合もあるが、変更契約基準に則り、適切に対処しているところ。 ただし、ご指摘のとおり、制度の趣旨に沿って、変更契約にあたっては、慎重に対応してまいりたい。
【意見】 入札後の変更契約金額の増額 令和 4 年度の公共事業の執行については、令和 4 年 3 月 31 日付の農林水産局長通知により変更契約基準が定められており、調査した限りでは、いずれの契約もこの基準に沿っている。 とはいえ、当初請負代金の 30%を越える額になる場合が多く認められるところであり、その件数の多さや何度も変更されている契約も散見されることからすれば、競	現在は、入札状況も改善されていることから、令和 6 年 4 月 1 日以降は、特例措置は取られていない。

争入札時の予定価格を算定する際の調査が不十分であることの証左といえる。 最低価格方式の入札手続の場合、低価格の落札業者が、事後的な変更契約時に競争とならないがゆえに、その変更時に利益を回収する様な方法を探り得ることも考えられる。 そのため、具体的に、令和4年3月31日付の農林水産局長通知が、2億円を請負額の基準の一つとして設定しているが、同基準が高額に過ぎ、また同通知が平成30年7月豪雨や令和3年7月・8月豪雨に伴う災害の早期復旧が求められる中での公共事業の円滑かつ効率的な推進が重要な課題となったが故の暫定的な通知と解すれば、令和5年度以降は、同通知を廃止することも含めた、抜本的な変更を検討すべきである。	
【意見】工事執行伺について 工事執行伺は、県が行う工事の名前・工期・内容・工事区域等の記載がある行政文書である。工期が予定期間であるとしても、手書きでの修正または補足等は、いつ誰が行ったのか分からない。したがって、当該文書は過去の契約状況等を確認するためにも見返すこともあるから、修正・補足等を行う場合には、訂正日付や訂正印の押印等を行い対応していくことが必要である。	紙の工事執行伺いの中の予定工期は、当初は目安として書かれたものが、その後の指名業者等選考委員会において確定し、事務管理システム上では、工事執行伺いに反映されている。 その結果を、紙の工事執行伺いに手書きで記載したものであり、訂正には当たらないと考えている。
【意見】事業費の単価基礎額の算定データについて 県からの回答は、マニュアル改正版が出ていないためこの資料を使用しているとのことであるが、10年以上前の平成24年での社会情勢に基づくデータを現在の算定額として使用することに疑問を感じる。より現在価値に等しいデータを使用できるよう働きかけることが重要であると考え。	事業費の単価基礎額の算定データを作成している国の担当部署に対して、単価が改正されるよう働きかけを行った。
第10 補助金	
【意見】森林境界について 土地の個人所有者が森林境界を明確化することは困難であり、当該補助金事業によって境界が明確化されることで、森林整備地域活動支援事業をスムーズに行えることができる。一方、同意書の間伐同意期間中に土地所有者が変更、または土地売却等の変更があった場合でも、事業目的への協力を約する条項や同条項を設ける等を国及び林野庁へ働きかけていくことが必要であると考え。	意見を踏まえ、土地所有者に変更が生じた場合であっても、同意期間中であれば、同意が継承されるよう、様式の変更を指導していく。
【意見】林業リーディングモデル事業について 林業経営者は、持続的に林業を経営すべく事業計画を立案検討することを当然に行っている。それにもかかわらず、補助事業として経営コンサルタント等へ多額の補助金を交付して経営戦略の策定等を行うことは、本来、林業経営者が負担すべきところである。 したがって、その利益は、補助事業者に全て帰属するのであるから、「実行管理計画等」についていえば、要する経費の2分の1とする等相応額の自己負担を補助事業者に求めることが必要であると考え。 本事業は、そもそも中長期的視点を有した経営力の高い林業経営体を育成する事を目的としている。実施要領	県内の林業経営体の多くは、中長期的視点に基づいた林業経営が行われていないため、経営戦略の策定や職場環境の改善を行うことで、持続的な林業経営に取り組む林業経営体の育成を進めている。先駆的な林業経営体を育成し、他の林業経営体に効果を波及させ、経営力の高い林業経営体の育成を目論むものであることから、林業経営体が取り組みやすい環境を整備し、先駆的な林業経営体の早期育成を図るため、定額補助としているところである。

では、事業完了年度の翌年度から起算して3年間の経営改善等の取組を継続して実施し報告することを原則とするが、中長期的な視点で策定されたはずの取組が3年(最長5年)では、短期に過ぎる。 中長期的視点に基づいた事業計画が策定されるはずであるから、少なくとも10年間の報告を義務付けるべきである。	また、事業計画に基づく取組状況の報告期間については、本来は林業経営体が策定した事業計画に基づいて自主的に取り組むものであることから、3～5年の状況を確認し、軌道に乗っていれば県の積極的な関与は不要と考え、報告期間は最長5年間としている。 引き続き、検証を行い、必要に応じて改善していく。
【意見】 予算と決算 当初の政策遂行のために策定された予算編成や当該事業を遂行すべき需要の乏しさに原因があるのか検証し、乖離の少ない予算を策定されるべきである。	予算と決算との乖離額4億円の多くは繰越であり、そのうち2億円が年度間の切れ目ない執行を目的として12月補正予算で措置したもので、執行上繰越はやむを得ないものと考えている。残りの繰越額については、執行状況に見合った適切な予算編成に努める。
【意見】 交付決定後の変更について ひろしまの森づくり事業(交付金事業)の交付決定額の増減の変更がない場合であっても、事業毎に、その実績が交付決定額と異なるのであれば、なぜ、そのような変更が生じたのか、単に事業実績に留まらず、交付先に報告を求めるべきである。 加えて、交付決定額の増加のみならず減少の場合にまで、県知事の承認を要する変更にあたるとすることは、その手続きの煩雑さから必要以上の事業費の費消の動機付けとなり得る。ひろしまの森づくり事業費の財源が、ひろしまの森づくり県民税条例に基づき徴税している、ひろしまの森づくり県民税であるという性質からしても事業費支出は、抑制的に考えられるべきであって、交付決定額の減少の場合には県知事の承認を不要とする等、無駄な事業費支出とならないよう、ひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領の改訂も検討されるべきである。	ひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領を改正し、事業毎に事業費の3割以上の増減があった場合は、実績報告の際にその理由を記載させることとした(令和6年7月1日改正)。 なお、「交付決定額の減少の場合には県知事の承認を不要とする等」との意見に関しては、市町があらかじめ計画以上の金額の交付申請を行うことや、各市町の不用額に対する県の把握が遅れるといった懸念があるため、制度の変更はしていない。
第12 森林保険	
【意見】 森林保険の加入について 県と土地所有者が、森林保険に加入する根拠が明らかになっていない。災害等への対策として、森林保険への加入を積極的に行うための、両者の協議を取り決めていただきたい。	森林保険において、被保険者となり得るのは森林所有者であり、分収造林では持ち分割合だけ保険加入できるとされている。 この規定に基づき、県は分収割合の範囲内及び予算上可能な範囲で森林保険に加入するとともに、土地所有者に対しては、利用間伐を実施する際に、収支見込みの提示と併せて森林保険を紹介するなどしている。
【意見】 付保率について 森林保険に加入することは大変意義があると思うが、付保率がまちまちで、災害に備えるというよりは、予算に応じてという側面が色濃く出ている。 災害に備える意味においては付保率100%で森林保険に加入すべきではないかと考える。県営林は現在約2万haが森林保険契約を締結している県営林の面積は702.16haとなっている。	付保率は、樹種・林齢ごとに定められている標準保険金額内で申込者が任意に保険金額を設定するための掛け率を示すもので、予算に合わせた保険料を設定することが可能となっている。 仮に付保率100%で加入した場合、立木の実勢価格と比較して約5倍の補償金が入る計算になり、過大な保険加入となってしまう。また、仮に県営林

森林保険に加入する理由として、利用間伐後は風害に遭いやすいとのことであるが、平成 30 年の豪雨災害のように予期せぬ災害に遭う可能性も存在する中、利用間伐後の事業地のみ森林保険に加入することが、妥当であるかどうかデータで確認されていない。予算に応じて保険に加入するのであれば、実際に災害が起こった時に、これまで投入された税金が最大限補填されない可能性がある。 森林保険に加入して災害に備える事は意義があるが、加入方法や根拠を整理する必要がある。	の全面積で加入した場合、単純計算で 1 年間に約 2 億円の保険料が必要となり、県営林事業の経営が成り立たなくなる。 事業地全域で保険に加入するのは現実的に難しく、また、全ての災害を想定するのも困難であることから、特に風害等に遭いやすい間伐実施後の森林を対象に、予算の範囲内で付保率を調整し、森林保険に加入している。
第 1 4 特別会計	
【意見】記載単位の不明瞭性 情報開示は必要であるが、県ホームページに掲載されている「各年度県営林事業の実施状況について」の同ページ内に掲載のある「収支計画と実績」（単位：千円）と「分収林事業費の経営改革に伴う一般会計の負担」（単位：百万円）及び「貸借対照表」（単位：百万円）の記載単位が異なっており、明瞭性に欠けていると考えられる。特に「分収林事業費の経営改革に伴う一般会計の負担」は県民の将来負担となるものであるもので、実際は第三セクター等改革推進債累計が 117 億円を超えており、併せて記載のある 332 億円超の県債権放棄額も寡少に見えてしまうので、単位を揃えて作成するのが望ましいのではないかと考える。	「収支計画と実績」は単年度の金額の動きを示しており、最大でも数億の表記であるため、単位を千円としている。一方、「分収林事業費の経営改革に伴う一般会計の負担」と「貸借対照表」は、最大で数百億の表記であるため、数値の見やすさの観点から単位を百万円としている。 引き続き、文章、表ともに単位を都度示し、県債権放棄額等が寡少に見えないよう留意する。
【意見】バランスシートの信ぴょう性 バランスシート作成の意義としては、作成自体は大変評価ができると考えられる。勘定科目で注視すべき項目として、負債の部で賞与引当金を計上している。これは県職員の賞与引当金(翌年度 6 月賞与の 12～3 月分)が計上されており、貸借対照表の作成が検討された中で、引当金に計上すべき項目として該当していると判断され採用されている。 数字の信ぴょう性という観点では、森林資産の計上金額の信ぴょう性については再考の余地があると思われる。主には「地方公会計基準」を重視しているとの回答であったが、森林資産の計上にあたっては「林業公社会計基準」を用いている。バランスシート作成・公表後、県監査委員からこのような指摘を受けて作成したと回答があったが、作成にあたってのマニュアル等の作成は無く、県営林事業は超長期にわたっての事業であることから、今後時間が経過すれば内容を理解せずに前例踏襲といった機械的に作成される可能性が発生する。また、作成担当者レベルでこれまでの経緯を整理したものやマニュアル作成が必要と思われる。 今後も、バランスシート作成により県民への説明責任を果たす観点からも、広島県農林振興センターの民事再生により県営林化され引き継いだ分収造林事業の収益性を明らかにして、経営改善を図りつつ県民に対して経営状況を明確に提示していくことが必要である。	バランスシートの作成及び森林資産の計上方法は、過去の県監査の指摘を受け、地方公会計基準及び林業公社会計基準に沿って適切に作成しており、現在、考え方や手順を作成担当者レベルで共有するマニュアルの作成に取り組んでいる。
第 1 5 税務申告とインボイス制度	
【指摘】勘定科目内訳書 勘定科目内訳書は決算書を分析する上で非常に有益な	財団が顧問契約している公認会計士及び税理士

書類であり、経営計画・資金計画・融資等の財務諸表分析の資料としても活用されるものである。税務上は法人税法に基づいて作成の必要性が求められており、財産目録を代用しているとしても、収益事業の貸借対照表の勘定科目「苗木」「未払金」のみで資料不足は否めない。民間企業は、「預貯金等の内訳書」から始まり「雑益、雑損失等の内訳書」で終わる 16 種類の勘定科目内訳書を必要に応じて添付書類として税務申告ともに作成し提出するのが通常の手続きである。財団については、資料請求した「法人事業概況説明書」には「役員報酬」の金額が記載されているにもかかわらず、「役員給与等の内訳書」等の重要な内訳書を作成していない。 公益性、公共性の立場からも、作成資料の見直しを改善すべきである。	へ公益性、公共性の観点からの必要性について引き続き相談し、勘定科目内訳書について指導等を受ける。
【意見】消費税申告書の記載事項の不備 昨年度の包括外部監査報告書でも記載があったが、消費税申告の県全体での取り組み状況は、各部局が申告業務を独自に行っており、県全体での統一した仕組みが無いことが問題である。 それぞれ納税額には直接的には影響は無いものの、付記事項、参考事項のうち、とりわけ基準期間の課税売上高の記載を誤れば、判断を誤り、また不利益を被る可能性もあるため、正確な記載をお願いしたい。また、現在のところ、課税売上高が 5 億円以下又は課税売上割合 95%以上のため、全額控除に該当しているが、課税売上高が 5 億円を超えてくると、個別対応方式か一括比例配分方式のどちらかを選択する必要がある。現在のやり方であれば、一括比例配分方式を選択すると思われるが、一般的に個別対応方式の方が有利である場合が多い。 県は消費税申告書の作成を 1 名で行っており、資料の確認は 4 名で行っているとの回答であったが、誤りが発生している状況では、マニュアル等を整備し、不明点等があるのであれば、税理士等の専門家に委託するのも必要ではないかと考える。	消費税申告書における誤記載を防ぐため、記載マニュアル及びチェックリストを作成した。今後、これらを活用して適切に記載するとともに、複数職員によるチェックを徹底する。 また、今後、課税売上高が 5 億円を超えるなど、個別対応方式か一括比例配分方式のどちらかを選択する必要がある場合には、専門家への委託も含め対応を検討する。
【指摘】消費税申告書の第一表の付記事項、参考事項の記載漏れ・誤記載 現在のところ、納税額には直接的には影響は無いものの、付記事項、参考事項のうち、とりわけ基準期間の課税売上高の記載を誤れば、判断を誤り、不利益を被る可能性もあるため、正確な記載をお願いしたい。	消費税申告書における誤記載を防ぐため、記載マニュアル及びチェックリストを作成した。今後、これらを活用して適切に記載するとともに、複数職員によるチェックを徹底する。
【意見】仕入税額控除額算定における計算方式の検討 現在の「基準期間の課税売上高」であれば、全額控除となり納税額に影響は無い。現状の事務手続きであれば、一括比例配分方式を選択すると思われるが、一般的に個別対応方式の方が有利である場合が多い。 有利不利の選択以外にも職員の事務負担等も考慮しつつ、将来の課税売上高が増加した場合の対応に備えるべきである。	今後、課税売上高が 5 億円を超えるなど、個別対応方式か一括比例配分方式のどちらかを選択する必要がある場合には、専門家への委託も含め対応を検討する。
【意見】補助金申請・実績報告書の記載内容について 「令和 3 年度スマート技術林業技術等導入支援事業の事業実績書」の「3. 経費の配分及び負担区分」において、	指定様式の各欄については、空欄とせず適切なコメント等を入力するよう努める。

備考欄で消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入が求められるが、報告されているすべての事業実績書が空欄の状態であり、記載欄があるのであればコメント及び正確な金額の記載が求められる。元来不要であるならば、記載欄自体も簡素化したほうが望ましいと思われる。	
【意見】 確認のための消費税申告書控の提出 平成 24 年度の広島県の包括外部監査結果報告書で、「補助金に対する消費税の取り扱い」について指摘されていた。 それは①補助金額の決定に際して、補助基準額と比較する実行経費は税抜金額で計算すべきところ、税込金額を基に計算し補助されているものがあった旨の指摘や、②事業の実施を外部へ委託しているものを、実行経費の集計段階で、外部からの税込の請求額の総額に対し、補助団体で更に消費税等を計上しているため、消費税等も二重計上されているといったものもあった。 今回の監査では、各補助金は申請段階において税抜金額で申請されており、金額が未確定な場合にも、のちに正確な税抜金額が決定した段階で、すみやかに再申請をしている旨が確認できた。 ただし、もう一段踏み込んだ手続きとして、補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに補助事業者から報告が求められるべきである。というのも消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない補助事業者(免税事業者)でない限り、課税売上に係る消費税額(預り消費税)から課税仕入等に係る消費税額(支払消費税)を、消費税の確定申告により控除できる制度であり、補助金は、消費税法上非課税売上に該当するため、預り消費税の対象にはならないが、一方で補助事業の経費に係る消費税については、補助事業以外における支払消費税と併せて仕入税額控除することが可能である。このため、事業者が補助金の交付を受けるとともに消費税還付等の利益を受けることがないようにすべきである。 部局ごとに作成されている県の補助金交付要綱において、事業完了後に消費税の確定申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには「仕入控除税額報告書」により報告することとなっており、林業課の補助金交付要綱においては、そのような記載はないため、消費税確定申告書の第一表の控の提出を求めるべきである。多くの補助金・助成金はそのような規定を設けており、事業報告においては場合により消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還いただくことがあるとされているため、補助金交付要綱の追加改定・見直し等が必要である。	広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱10条に消費税等の報告を記載しているところで、報告書様式に『別表「仕入に係る消費税等相当額事業主体別内訳」、その他参考となる資料を添付すること』の記載により、根拠資料の提出を求めており、他の補助金と同様の規定を設けている。
第16 ひろしまの森づくり県民税	
【意見】 基金期末残高について ひろしまの森づくり基金は、ひろしまの森づくり県民税を財源とする基金であり、広島県民から徴収された税金である。ひろしまの森づくり県民税収と基金の取崩額	令和6年度におけるひろしまの森づくり県民税の税収は、10年前と比べて6%の増となっており、また直近の5年は同程度で推移している。

傾向を見ていくと、数年後には基金残高は不足の状態になると考えられる。 人口減少等の要因により、税収の見込みが落ちることも考えられるから、今一度、事業費等の検討の必要性がある。	基金残高は、令和2年度から減少を続けているが、これは基金残高の増加を受け、事業を積極的に進めた結果、毎年度の取崩額が増加したためである。 現在のところ、税収の見込みが落ちる傾向はみられず、また、基本的には当年度の税収と繰り越された基金残高を合算した金額の範囲で事業を実施する仕組みとなっているが、引き続き、残高不足の状態にならないよう、調整しながら事業を進めていく。
【意見】間伐後の木材の所在 各市町の実績報告書では、森林の間伐が行われているが、伐採後の木材の処分についての記載がない。 ひろしまの森づくり事業の環境貢献林整備事業の実施に関する協定書によれば、(事業の内容)の4条2項において、市町は、整備により伐採した樹木を、森林所有者及び事業実施主体が協議のうえ自らの責任と費用で搬出・利用することを妨げないとする。	環境貢献林整備事業実施要領を改正し、間伐後の木材により収益が生じた場合に報告させることとし、実績報告書の様式を新たに追加した(令和6年7月1日改正)。
【意見】人工林健全化事業について 森林を所有する場合、本来は森林所有者が適切な手入れを行う責任がある。しかしながら、森林の公益性を考えれば、ある程度の助成が必要であるとは考えるが、一方では、森林所有者が手入れをせず放置している現状を見ると、森林所有者の自己負担金額について、今一度検討する必要があるのではないかと考える。 また、地域において間伐事業の金額に隔たりがあることを県が持つ情報として市町に周知させることが必要ではないかと考える。	当事業の創設(平成19年度)にあたっては、「木材価格の低迷の中、林業経営への意欲減退により管理放棄され、荒廃が進んでいる人工林に対し、森林の所有者の努力に期待するだけでは、森林の公益的機能を発揮させるための維持管理が困難である」といった背景があり、現在も同じ状況であることから、森林所有者の自己負担金額を1万円/haに抑え、森林整備を促すことは妥当なものと考えている。 また、地域における間伐事業の金額の隔たりについては、森林の状況等に応じて増減しうるものであるが、関係者からの要望に応じて適宜県から周知する。
【意見】森林整備事業実績報告書について 一般的には、実際に事業に要する経費と知事が定める標準経費の額がすべて同額になることはないと思われる。同額であれば、そもそも比較する意味がなく、事業費を算定する必要もない。実績報告書であれば、実際に事業に要した経費の額を事業主体者からの請求書等で確認する等、改善を検討されたい。	実際に事業に要した経費については、各事業体における実行経費を算定、または所有者との契約額を記載するよう指導しているが、一部事業体においては県の標準経費を実行経費として準用しているため、同額となるケースがある。 今後とも、実際に事業に要した経費の額については、検査の際に事業主体者からの請求書等によって確認するよう、担当者会議等により市町への周知徹底を図る。
【意見】流通履歴書の補正計数について 流通履歴書にある補助対象材積について、補正係数の1.15については、現在の価値に適切に対応できるよう引き続き一定期間毎に検討することが必要であると考ええる。	補正係数については、一定期間ごとに検討していく。
【意見】人工林健全化事業との関連 環境貢献林事業の人工林健全化事業との違いがわかりにくい。森林所有者負担が生ずる人工林健全化事業と森	環境貢献林事業の人工林健全化事業は、スギ・ヒノキなどの人工林を対象としており、森林所有者

林所有者負担が生じない里山林整備事業の違いをはっきり定義するべきである。	が木材生産を目的に造林したものの手入れ不足となった経緯から、所有者に一定の負担を求めている。 一方、里山林整備事業は、人工林以外の森林を主たる対象としており、地域の実情や課題に応じて各市町が定める実施方針に基づいて事業実施しているため、所有者の負担は求めている。 両事業は明確に区分しており、市町等関係機関の理解も得ているが、引き続き周知を図る。
第17 森林環境譲与税	
【意見】需用費について 県の回答の一部としては、『令和元年がリーディングモデルの初年度であり、「経営戦略の策定プラス働きやすい職場づくり」が事業目的であり、「働きやすい職場づくり」のため必要であるという理由で採択した』ということであるが、翌年度以降はそのような需用費(装備費)への支出は見られない。 確かに林業リーディングモデル養成事業において、新規就業者確保するためには、労働負担の軽減や労働安全対策などが重要であると考え。今後も機械工具等の林業の業務に直接関係あるものだけに支出する取組を継続的に行っていただきたい。	林業リーディングモデル養成事業において、新規就業者を確保するために、労働負担の低減や労働安全対策などの働きやすい職場づくりが重要であるところ。今後も、機械工具等の林業の業務に直接関係あるものに支出する取組を継続的に行っていく。
【意見】ひろしまの森づくり県民税との関連について まず下記の「森づくり県民税と森林環境税・森林環境譲与税の比較表」を見れば、その使途について重複する部分が見受けられる。一見すれば、二重課税のようにも思える。県民が両税を理解する際に、適正に理解することができるよう、更なる整理が必要であると考え。 また、前述したように両税の仕組みについても、事業が混在しているようにも見られ、理解することが難しいものとなっている。やはり、県民が正しくかつ容易に理解することができるよう、さらなる周知と仕組みの簡潔化、使途の明確な区別等を行っていただきたい。	両税は、「森林の公益的機能の維持増進」という共通した使途の目的を有するが、ひろしまの森づくり県民税は、所有者の施業意思のある人工林の間伐や、地域の要望に応じた里山林整備など、県民主体の森づくりに活用する一方、森林環境税は、所有者の施業意思がない森林整備を中心とした市町主体の森林管理に活用することとしており、明確な使途区分の整理をしている。 引き続き、県ホームページや森づくり事業の広報等により県民への周知と理解促進に努める。
第18 システム	
【意見】森林情報共有システムのシステム改良フローについて 森林情報共有システムのシステム改良フローについて、自動車二重申告書に関するフローではなく、システム上のフローを適切に認識するためにも当該システムの改良フローを仕様書に使用すべきと考える。	新システムのフローを作成する業務委託では、業者の自由な発想と技術力を期待していることから、あくまでイメージ程度として、類似する他業務のフローを仕様書に記載しているところ。
【意見】森林情報共有システムに登録されていない情報について 森林情報共有システムは、「これまで各ユーザ(県、市町、森林組合等)において管理していた森林情報を一元的に管理する」ことを目的としていることから、県で管理している保安林台帳等共有できるデータについてもシステムに取り込み利用できる状態を作出すべきである。 これら以外にも各ユーザが独自に保有している情報がある場合、積極的に共有を図ることが肝要である。共有すべき情報であるかどうかの検討につき、経済性の観点や階層性をどのように持たせるかといった観点も必要に	利用面、管理面、経済面、安全面を検討したうえで、より良いシステムの構築に努める。

なってくるが、今後のより良いシステム構築のため、情報の洗い出しと整理について、より一層の尽力をいただきたい。	
【意見】森林情報共有システムにおける二次データベースへの展開 森林情報共有システムでは現在一次データベースしか取り扱っていないが、システム内で一定の階層を設け、ID・パスワードでログインできる領域を制限するなどの方法により二次データベースも取り扱えるようなシステム構築を検討すべきであり、林野庁森林整備部計画課の補助事業の「森林情報高度利活用技術開発事業」における「森林クラウドシステム標準化事業」の成果である「森林クラウドシステムに係る標準仕様書」では二次データベースへの展開が想定されている。	利用面、管理面、経済面、安全面を検討したうえで、より良いシステムとなるよう努力する。
【意見】治山台帳管理システムにおける一元的なデータ管理 治山台帳管理システムが実現した一元的なデータ管理とは、従来2台のノートパソコンで管理されていた情報を県のサーバで管理するようになったことを指すが、システム構築費用に見合う成果であったか、今後のシステム改修に向けて検討を要する。	費用に見合う成果が得られるよう、より良いシステムの改修に向け検討を行っている。
【意見】治山台帳管理システムが保有する所有者情報の在り方について 治山台帳管理システムが保有する所有者情報は更新されておらず、必ずしも現状の所有者と一致していない。そのため、所有者情報を確認するには、森林情報共有システムに個別にアクセスする必要がある。担当課ごとの縦割りの観点で近視眼的にシステムを構築するのではなく、一つの入り口から様々な情報にアクセスできる、幅の広い構造のシステム設計を目指すべきである。	森林情報共有システムとの連携も含め、より良いシステムになるよう検討を行っている。
【意見】治山台帳管理システムとDobboxとの連携について 治山台帳管理システムはDobboxとの連携を視野に入れている。農林分野と土木分野とは別部署であるとはいえ、密接に関連する部分も存在することから、関連部署が幅広く使用できる横断的なシステムの構築に期待したい。	より良いシステムになるよう検討を行っている。
【意見】森林情報共有システムと治山台帳管理システムとの連携 現状では、森林情報共有システムと治山台帳管理システムとの連携はなされていないが、被災時の迅速な情報共有等を視野に入れ、早期の連携実現に期待する。	利用面、管理面、経済面、安全面を検討したうえで、より良いシステムとなるよう努力する。
【意見】治山台帳管理システムにおける今後のクラウドサービス利用について 治山台帳管理システムは、現状県のデータセンターにサーバを置いているが、今後はAWS等のクラウドコンピューティングサービスを利用し、ハードウェアの経費削減を検討しているとのことであった。県庁のデータセンターにサーバを置いて管理する際のコストと外部のクラウドサービスを利用する際のコストとを精緻に比較し、	最新の情報を入手しながら、コスト面とセキュリティ面の双方で最適なシステムとなるよう検討を進めている。

セキュリティ面の課題も克服しながら総合的な検討を進めていただくことに期待する。	
【意見】 YouTube の林業課アカウントにおける研修動画について YouTube に林業課のアカウントがあり、森林情報共有システムの操作方法について詳しく解説された動画が公開されている。しかしながら、現状では県民へのシステム使用等はできないことから、一般公開ではなく、一部 URL を周知したものだけに公開できる限定公開にすべきでないかと考える。今後も個人情報の保護に関して細心の注意を払いつつ、ICT を活用した研修は充実させていきたい。	システムを利用している方全てがいつでも操作を習得できるよう一般公開しているところ。ICT の活用に向け、対象者のニーズを踏まえた森林 GIS の研修を実施する。
【意見】 財団の森林情報共有システムへのアクセスについて 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団は森林情報共有システムにアクセスする権限を持っておらず、業務遂行上必要な情報取得につき非効率な状況である。県営林に係る情報全般にアクセスできるよう、広範なアクセス権限を認める方向で検討すべきである。	森林情報共有システムは、取扱いに係る協定の締結及び GIS ソフトライセンスの購入を行うことで、市町・森林組合・民間林業事業体のいずれも導入・利用でき、財団についても同様に導入可能である。 なお、財団においては、森林の基本情報に加え、県営林の分収割合や長期にわたる施業履歴等の情報を精緻に管理するために、以前より独自のシステムを活用していることから、当該システムについては導入していない。
【意見】 水源の森の管理システムについて 水源の森事業は、財団が独自で行う事業であるにもかかわらずまた、これを管理するシステム自体がないことは問題である。	水源の森事業については、林相や本数等について、最新の情報を十分に把握できていなかったことから、今年度より、まずは現地調査を実施し、令和 7 年度末を目途に調査結果をとりまとめることとしており、これらの情報については、県営林の情報を管理している森林管理システムを活用して管理することを検討していく。
【意見】 森林台帳管理システムの帰属について 森林台帳管理システムは財団独自のシステムであるにもかかわらず、県の ID が当初から設定されており使用できる状況である。県営林を主体的に管理運営しているのは県であるから、自らの財産を責任もって管理する意味でも、当該システムを財団から買い取る方向で検討を進めるべきである。	県営林の森林施業等を財団に一括して委託する中で、特に森林の状況や施業履歴など、現地に係る情報を財団が森林台帳管理システムにより主体的に管理することは適切かつ効率的であると考えており、財団が適時情報更新し、県が情報を有効に活用できるよう連携を図っていく。
【意見】 森林台帳管理システムが有する情報の森林情報共有システムへの連携について 森林台帳管理システムが保有する施業地の地積に関する情報を森林情報共有システムに共有できていない状況は非効率である。公図の形状や登記上の地積は必ずしも正確とはいえないため、今後両システムが密接な連携関係を築くことを希望する。	利用面、管理面、経済面、安全面を検討したうえで、より良いシステムとなるよう努力する。
第 19 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	

【意見】引当資産及び積立資産の計上区分誤り 農林業担い手育成等事業引当資産及び事業体質強化積立資産は、特定の目的のために保有する預金及び有価証券であり、その他固定資産の区分で計上されている。 この点、公益法人会計基準の注解4の3では、「当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。」とされており、特定資産の区分で計上すべきである。	これらの資産は、平成25年4月1日付けで広島県農林振興センターから「その他固定資産」として事業譲渡された資産である。また、これらの資産の取崩については、特定の事業や具体的な内容を限定していない。 なお、これまで公認会計士及び税理士の指導により会計処理を行っており、毎年度実施される県の監査においてもそのような指摘はなく継続性の観点から現状のまま会計処理を行っていく。
【意見】林業育成確保事業の採算性について 令和4年度の林業育成確保事業に係る委託料収益2,142万円、一方の林業従事者育成確保事業費は3,978万円となっており、赤字事業となっている。赤字分については、農林業担い手育成等事業引当資産の取崩しによって賄われているが、直近で農林業担い手育成等事業引当資産が大きく減少していることから、当該事業の採算性について改めて検証が必要ではないかと考える。 なお、林業従事者育成確保事業費の6割が財団の人件費である。また、財団では役員報酬を各事業に配賦し、一般管理費として計上しているが、当該事業と県営林木材生産販売等受託事業でのみ一般管理費とは別の役員報酬が計上されていることから、他の事業より事業費が多く計上されている原因となっているものと思われる。これについては、実態に応じた人件費の配賦が適切になされているのか、検証が必要であると思われる。 実態に応じた人件費が配賦されているのならば、事業費に見合った委託料が確保出来ていないこととなる。委託者に対し、過度なディスカウントが行われていないか検証を行い、委託料の価格交渉や、事業内容、事業自体の見直しを図り、資産流出を食い止める必要があるのではないか。	林業育成確保事業の赤字については、全国森林組合連合会から受託している緑の雇用事業等において、必要な人件費等を確保できないことが主な要因となっていることから、今後とも発注者に対して改善を申し入れていく。 また、今後の林業育成確保事業の進め方や役割分担等について、引き続き県と協議を進めることで、既存事業の見直しや新たな取組の創設について検討するとともに、支出内容についても十分検討することで、資産取崩の抑制に取り組んでいく。
【意見】経常費用の表示方法の誤り 財団では、正味財産増減計算書の経常費用を、実施した事業活動を示す科目名で表示しているが、現行の公益法人会計基準では、「旅費交通費」や「消耗品費」といった費用の具体的な内容を示す科目名で表示することとなっている（「公益法人会計基準」の運用指針12.財務諸表の科目）。 財団では、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行、すなわち公益法人会計基準に基づき経理するものとしている（定款10条、財務規程3条）ため現状では定款や財務規程に規定されている公益法人会計基準に基づいた決算書が作成されているとはいえない。 林業公社が準拠するものとして定められている林業公社会計基準における財務諸表標準様式では、財団の表示のとおり、事業活動を示す科目名での表示を規定しており、実際に他県の林業公社は、林業公社会計基準に従って決算書を作成している。また、県の特別会計の貸借対照表形式の情報開示も林業公社会計基準を参考に作成されている。 改めて財団としての経理処理の拠るべき会計基準を見	当財団は農林業の複数の団体が統合して設立されたことから事業数も多く、事業毎の実績報告書の作成等に勘案し、事業名を表示した上で、公益法人会計基準に基づく勘定科目を表示することとしている。引き続き、公認会計士の指導のもと適正に処理していく。

直すべきであると考え。	
【意見】分収林費用負担金の会計処理について 旧財団法人広島県造林公社が、市町村に対して造林整備資金の貸付を行っていたが、昭和62年3月31日に貸付を受けている市町村長の申請により、貸付金の全額を公社が費用負担したものとみなすこととされた。 公社としては、追加的な費用負担額が生じることとなったが、その額を「分収林費用負担金」として資産計上している。また対象となる分収造林が伐採され、分収造林契約が満了となった時点で「分収林費用負担金除却損」として損失計上される。この処理は財団に引き継がれ、現在の決算状況となっている。 この点、上記追加費用だけを別の勘定科目で表示しているため、造林費及び造林整備にかかる費用の累積額とは別の資産を保有しているかのような誤解を与える表示となっている。追加的な費用負担額であれば、造林費及び造林整備にかかる費用の累積額である森林経営勘定として計上し、分収造林伐採時には、原価として費用計上する処理が適切であると考え。 ちなみに令和4年度の財務諸表に対する注記では、森林経営勘定に係る補助金等による圧縮記帳の実績が記載されており、令和4年度末で17億1,976万円の圧縮累計額があり、森林経営勘定残高8千円との合計額が、発生した造林費及び造林整備にかかる費用の累積額であるとして表示されているが、この中に分収林費用負担金は含まれていないため、実際の造林費及び造林整備にかかる費用の累積額は、さらに3億1,606万円を加算した20億3,582万円である。	貸付金は、昭和62年3月31日付けで、「分収林費用負担金」という勘定科目に変更しているのみで、追加費用は発生していない。 この「分収林費用負担金」は、市町が保有する森林の森林造成・整備費用の一部を当財団が負担した額である。 市町が保有する森林内の立木の伐採などにより収益があった場合は、その収益の100分の10を当財団が受領することになっており、その際、「分収林費用負担金除却損」として損失計上することとなる。 一方で、森林経営勘定の「分収造林」は、当財団と山林所有者との分収造林契約に基づく森林造成・整備費用に要する負担総額で、森林造成・整備事業を実施した場合には補助金が支給されるため、その額を圧縮処理している。 因みに、「分収林費用負担金」は市町が保有する森林のため、森林造成・整備事業に対する補助金は市町が受領していることから、当財団の財務諸表の注記の圧縮累計額には含まれていない。
【意見】森林経営勘定の樹種等を把握していない 森林経営勘定については、森林管理システムなどは整備されておらず、樹種、樹齢、面積等の確認がされていない。これらの情報は森林整備に不可欠であると思われるため、早急に情報をまとめる必要があると考える。 なお、県営林事業の受託業務で利用している森林管理システムがあるので、水源の森事業でも利用できれば、余分なコストはかからないものと考え。	森林経営勘定（水源の森整備事業）については、令和6年度から林相や本数等の調査に着手し、令和7年度末を目途にとりまとめることとしている。これらの情報については、森林管理システムを活用して管理することについても検討していく。
【意見】森林勘定引当金としての計上の妥当性について 森林勘定引当資産は、将来の森林造成整備費用の財源に充てるよう県から指示を受けて保有されている資産であり、森林勘定引当金と森林勘定引当資産の関係性を考えると、森林勘定引当金として負債計上するのではなく、指定正味財産残高として表示するのが公益法人会計基準に沿った計上方法なのではないかと考える。	継続性の観点から、引き続き、公認会計士の指導のもと森林勘定引当金として負債計上していく。
【意見】森林勘定引当金取崩額の計上の妥当性について 森林勘定引当金として負債計上するのではなく、指定正味財産残高として表示するのが公益法人会計基準に沿った計上方法なのではないかと考える。指定正味財産残高とするならば、当期に用途の解除がなされた場合の一般正味財産増減の部における収益科目としては、「受取補助金等振替額」が適切である。	引き続き森林勘定引当金として負債計上していくことから、当期に取崩しが発生した場合には、森林勘定引当金取崩額で処理する。

【指摘】資料作成について 今後の資料作成にあたっては、計算誤りのないよう、複数のチェック体制により連動する図表までの確認作業もお願いしたい。	今後の資料作成にあたっては、計算誤りのなきよう十分留意するとともに、複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
【指摘】随意契約について(工事請負契約・業務委託契約共通) 工事請負契約及び委託契約のいずれも、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」(施行令167条の2第1項2号)を念頭に置いていることがうかがえるが、その具体的な理由が示されていないことは、随意契約の事由に該当した契約とみなすことは出来ないものであり自治法234条1項に違反する。 県が行う契約は、当然に自治法を遵守することが求められ法に違反する以上、財団の財務規程44条1項に違反する。 よって、財団は、工事請負契約と委託契約のいずれも一般競争入札を原則として実施する様に改善すべきであり、仮に随意契約とせざるを得ない場合には、施行令167条の2第1項1号～9号の事由に該当するか否か十分な検討が不可欠である。	工事や業務の実施にあたっては、まずは一般競争入札とすることを検討し、止むを得ず随意契約とする場合は、個々に具体的な理由を整理し、書面で残すこととする。 随契の主な理由として、県営林の利用間伐等を実施する工事請負契約については、施業を行う事業者の要件として、現地の地形、地質及び林況等を熟知し、森林所有者との連絡調整を円滑に実施する等、地域の実情に精通するとともに、高度な森林施業技術を要する等の能力が求められるが、これらを満たす者は地域毎に限定され、一般競争入札を実施することが困難なことから、引き続き事業地管内の事業者等3社を対象とした相見積もりによる随意契約を行うことで、一定の競争性を確保しながら取り組むこととする。 なお、将来的には、一般競争入札に移行していくことも踏まえて、今後とも県と連携して事業者の確保及び育成に取り組んでいく。
第20 一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会	
【意見】補償事業の継続性が乏しい 協会の主要事業である会員への補償事業について、令和2年度の補償実績が3万円、令和4年度は13万円、令和3年度には補償実績はない。一方で、年間の調査費は、200万円から300万円、管理費も併せると270万円から380万円のコストが発生しており、補償額に対して、每期必要な経費が過大である。調査と法人維持のために資金を費消している状態であり、補償に回る資金は今後10年で枯渇し、本来取り崩すことのない基本財産を取り崩さなければ、補償事業が継続できない。 残苗補償対象となるか否かを協会が多大なコストをかけて実施する必要があるのか、法人維持に不必要な支出はないか、事業の在り方の見直しを実施し、補償事業が継続できるよう施策を講じる必要がある。	補償事業の実施については、調査事業のあり方について検討を行い、今後も適正に補償事業を継続できるような体制構築に努める。
【意見】監事の理事会の欠席について 令和4年5月及び令和5年2月に開催された理事会にて、監事が出席していなかった。 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律101条では、「監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。」とされている。また、定款17条では監事の職務が記載されており、3号に「理事会に出席し、意見を述べること」と規定されている。 体調不良による急遽の欠席であれば、監事を増員することも検討すべきである。	理事会に監事が欠席することがないよう、令和6年度から複数名による体制に変更した。

【意見】 監事の社員総会の欠席について 令和４年５月に開催された社員定期総会にて、監事が出席していなかった。 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 53 条では、「理事(監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事)は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。」とされており、監事は社員総会への出席義務があるものと解する。また、社員総会規則 7 条でも「理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。」と規定されている。 監事の社員総会欠席は、体調不良による急遽の欠席であり、社員総会規則で定める「やむを得ない事由」に該当すると考えるが、監事が確実に社員総会に出席するよう措置を講じるべきである。	社員総会に監事が欠席することがないよう、令和 6 年度から複数名による体制に変更している。
【意見】 契約の目的条項について 第 1 条の規定に従えば、乙(広島県樹苗農業協同組合)が甲(協会)に応分の負担を支払うことを目的とされているが、契約の実態と異なっている。 甲と乙の記載を正しく変更されるべきである。	記載の内容については、契約書を変更したところであり、今後、このようなことがないように努める。